

路線バス事業者として**全国初！貨物事業許可の取得**について

宮崎交通では、平成27年10月より路線バスで貨物を運ぶ「客貨混載」事業に取り組んでおりますが、この事業を進化させることを目的に、平成30年6月7日付で貨物自動車運送事業の許可を取得いたしました。

同日付で、他地域の事業者にも同様に貨物事業の許可がされており、単独ではありませんが、生活路線バスを運行する事業者としては全国初となります。（※）

これまではバスで運ぶことのできる貨物の重量に制限がありましたが、今後はより多くの貨物を運ぶことが可能となり、今後の事業展開に繋げてまいります。

■平成27年10月

道路運送法第82条に基づく少量貨物輸送で客貨混載事業を開始

■平成29年9月

規制緩和により貨物運送事業許可を取得すれば350kg以上の貨物を輸送することが可能に

■平成30年6月

貨物自動車運送事業許可の取得

- ・バスを用いて貨物を輸送することを想定しており、トラックを用いた貨物事業への参入は現時点では検討しておりません。
- ・既存の客貨混載路線である西都～西米良線で実施する方向で検討中です。
- ・事業開始日は調整中であり、夏頃を予定しております。

<ご参考：別紙>

宮崎交通(株)の貨物事業許可取得について（国土交通省九州運輸局発表資料）

（※）近畿運輸局が高速・貸切バス事業者及びタクシー事業者に対して許可

以上

【この件に関するお問い合わせ】

報道各社様： 乗合部乗合業務課 脇田・尾上（おのうえ） 0985-32-3911（平日9:00～18:00）